白市参会議第 2 号 平成 24 年 12 月 13 日

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市市民参加推進会議 会 長 吉 井 信 行

平成23年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について(答申)

平成24年4月26日付け白市活第9号で諮問のありました平成23年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について、慎重に審議した結果を以下のとおり答申いたします。

平成 24 年度市民参加推進会議

会長 吉井信行 副会長 池川悟

委員 上坂千昭 加藤重雄 小林 茂 坂野喜隆

谷本滋宣 土山勝實 野崎恒昭 林 章

### 平成 24 年度市民参加推進会議答申書

本年度の市民参加推進会議は、市長から諮問された事項について調査審議するため、平成24年5月30日から11月14日まで10名の委員で6回の会議を開催し、①市民参加条例に基づき評価を行った平成23年度に市が実施した9事業における市民参加の実施状況に対する総合的評価、②市民参加の方法の研究及び改善策、③市民参加条例の検証・見直しについて答申書をまとめました。

平成23年度市民参加実施状況に対する総合的評価については、平成23年度中に事業が終了 した2事業の総合的評価と平成24年度以降も事業継続中の7事業における総合的評価を実施 しました。

今回、評価した9事業については、審議会などの市民参加を数多く実施しており、総合評価は比較的良好でした。

しかし、一部の事業では会議録や資料の公表方法などで市民が参加しやすい環境が整備されておらず、市民参加の質について課題が残る評価の事業もありました。

また、市民参加における結果の公表については、評価のコメントに記したとおり、条例で規定する事項が遵守されていない事業も見受けられたことから、早急な是正が必要です。

市民参加の方法の研究及び改善策については、市民参加推進会議では、あるテーマについて、住民基本台帳からの「無作為抽出」により選ばれる市民が「有償」で、「討議」を行い、市に提案を行う市民参加の方法である「市民討議会」に着目し、木更津市をはじめ市川市、東京都三鷹市の実施状況の視察と開催事例研究を踏まえ、白井市における新たな市民参加の方法について検討しました。

市民参加条例の検証・見直しについては、過去の答申結果を踏まえ、任期の最終年度である平成25年度の審議に向けて、今後の見直しの方向性について議論しました。

市民参加の方法の研究及び改善策と市民参加条例の検証・見直しについては、今回の審議では、十分な議論を尽くして、具体的な提案を答申するまでには至りませんでしたが、新たな市民参加の方法として住民基本台帳からの無作為抽出された市民による市民参加の研究や市民参加条例の見直しとして、審議会における公募委員の拡大など平成25年度の審議に向けて、継続して更に調査を行うことで一致しました。

本市民参加推進会議では、市民と市が目的を共有し、市民参加を進め、信頼関係を築きながらそれぞれの責務を担うことで、協働へと進展していくことを願っています。

市長におかれましては、この答申書を受け、市の将来像であります「市民と築く安心で健康なまち しろい」の実現に向けて、更なる市民参加の推進の取り組みについて、鋭意努力をしていただくようお願い致します。

### 答申1 平成23年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

### 【総合的評価にあたって】

市は、白井市市民参加条例により、市の基本計画や市の基本理念を定める条例などを策定する際には、審議会、パブリックコメント、アンケート、意見交換会、ワークショップなどの市民参加を経て制定する必要があります。

平成24年度市民参加推進会議では、市政への市民参加をより良いものとするため、市が平成23年度に実施した市民参加条例第6条で規定する9事業(平成23年度中に事業が終了した2事業及び平成24年度以降も事業継続している7事業)について、実施した市民参加の総合的評価を行いました。

平成24年度の評価件数は、市民参加条例の制定に伴い、総合的評価を開始した平成17年度以降最も多く、平成25年度は更に多くの事業の評価が必要です。市民参加の取り組みは着実に増加しており、今後も引き続き市民の意見が反映される市政が展開されることを期待します。

今回評価を行った9事業では、事業は2事業しか終了しておらず、残りの7事業については、事業実施中における中間評価のため、評価は確定していません。

今回の評価は、平成23年度末時点までに実施した市民参加の実施状況の総合的評価であることから、事業継続中の7事業については、平成24年度以降に実施を予定している市民参加の評価を含んでいないため評価点数が低くなっております。

事業継続中の7事業については、事業終了時にあらためて総合的評価を行うため、今回の中間評価は、あくまで現時点での参考評価でしかありませんが、今後の事業展開にあたって、市が市民参加の幅を広げ、様々な市民が参加できるよう、また、市から積極的に市民への情報提供が行われることを期待して中間評価しているものです。

〈平成 23 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価一覧〉						
(1) 第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業 〇(83 点/100 点)						
(2) 白井市環境基本計画策定事業		〇(73点/100点)				
(3) 美しい景観形成推進事業	【中間評価】	〇(63点/100点)				
(4) 白井市除染実施計画策定事業	【中間評価】	△(54点/100点)				
(5) (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業	【中間評価】	△(38 点/100 点)				
(6) 白井市地域福祉計画策定事業	【中間評価】	△(51 点/100 点)				
(7) 白井市産業振興条例策定事業	【中間評価】	△(49 点/100 点)				
(8) (仮称)白井市暴力団排除条例策定事業	【中間評価】	△(36 点/100 点)				
(9) 地域防災計画推進事業(地域防災計画修正事業)	【中間評価】	△(33 点/100 点)				

<sup>※ (3) ~ (9)</sup> の事業は事業継続中で、評価は平成23年度末時点までの中間時点での評価です。 平成24年度以降実施する予定の市民参加についての評価は行っていないため、事業終了時にあらためて総合的評価を行います。

<sup>※</sup>〇良好 55 点以上 △改善する 30 点以上 ×見直す 29 点以下

### 【総合的評価からみた課題】

平成23年度は、白井市第4次総合計画後期基本計画の計画初年度のため新たに実施する事業が多かったことが、平成17年度の評価開始以降、今まで最も多い評価件数であった5事業を大きく超えた要因であると考えられますが、今年度評価したいずれの事業においても、市は、様々な市民参加の方法を駆使し、実践しています。

これは、白井市第4次総合計画後期基本計画第一次実施計画における234事業のうち、約44%の事業で市民参加が行われていることからも明らかですが、市民参加条例が平成16年度に施行されたことで、市が計画策定などの事業を実施する際には、審議会の開催などの市民参加の方法を用いる必要があるという意識が、職員に根付きつつあることの結果であると考えられます。今後もその傾向は変わらないことを期待しています。

しかし、その一方で、それぞれの評価におけるコメントに記したとおり、今回評価を行った一部の事業では、総合的評価における評価点こそ良好でしたが、それぞれの市民参加の実施状況については、審議会等開催の事前周知、結果の公表、アンケートの公表など条例が規定する結果の公表事項が遵守されていない事業がありました。

早急に是正され、条例に基づく適切な市民参加が行われることを強く求めます。

### 【答申 市民参加の方法の多様化と市民参加の質の向上のために】

今後の白井市における市民参加を推進するためには、引き続き様々な方法で市民参加を実施するとともに、市民参加の質の向上が必要と考えます。

市民参加の質の向上の一例として、審議会などの会議録情報の公表にあたっては、公表方法を窓口のみにした場合と、窓口に加えて情報公開コーナーや市ホームページなどでも公表する場合では、情報の受け手である市民がより情報を入手しやすくするための工夫がなされている後者の事例の方が、より質の高い市民参加が実施されていると考えます。

また、多くの市民になじみの薄い難解な用語や「ワークショップ」などのそのまま日本語に置き換えが難しい用語の使用については、そのまま用語を用いるよりも、簡単な言葉に置き換えることを検討したうえで、置き換えが難しい場合は、市民の誤解が生じないよう文頭などに簡易な説明を加えるなど工夫がなされている方が、より質の高い市民参加が実施されていると考えます。

市民参加については、評価を通じて、市民参加が根付き向上しています。質の高い市民参加を市が更に実施するためには、評価を行うことは重要と考えますが、現在の評価方法では、この質の違いを明確に評価することができません。

今後は、市が実施した市民参加の評価については、従来の「良好」「改善」、「見直し」の3 区分での評価における評価を見直し、質の評価を行うことができるようにすることが必要と 考えます。

この新たな評価方法によって評価された市民参加の実施方法が、市職員に浸透することで、結果として、市民が市政に関心を持ち、更なる市民参加が実践されると考えます。

### 【事業終了】

### 1. 第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業(平成22~23年度)

総合評価: 〇 83 点

- バランスよく目配りされており、市民参加が適切に行われている。
- 審議会については、適切に行われていたが、第5回以降の公募委員の参加率が低いのが気になる。また、結果の公表についても、担当課窓口や情報公開コーナーだけの公表では多くの市民に公表することができないので、広報しろいや市ホームページなどで公表が行われれば、なお良かった。

評価項目( <b>配点</b> )	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	20	0	【実施状況】 H21.12~H24.12 介護保険運営協議会(審議会等)設置 H23.1~H23.2 アンケート調査実施 H23.1~H23.2 市内 18 事業者等へのヒアリング H24.2 パブリックコメント実施
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	15	0	【実施状況】 H21.10.1 広報しろい等で公募委員募集 ・委員15名のうち5名市民公募委員 (市民5名、学識5名、事業者等5名) ・応募者6名のうち、選考基準に従い5名選定 ・会議は3回全て公開で開催(平日昼開催) ・会議録すべて公表済 【コメント】 〇概ね適切であるが、公募委員の欠席が多い。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	14	0	【実施状況】H24.2パブリックコメント実施 広報しろい、市 HP で周知及び募集 15 日間募集、意見 3 件H24.4市 HP、情報公開コーナーで公表【コメント】〇概ね適切である。意見が 3 件と少なかったのが残念 である。募集について工夫があればなお良い。
アンケート調査実施 (10)	10	0	【実施状況】 H23.1.31~2.18 第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査を3区分の対象に対して実施対象① 要支援(1~2)/要介護(1~2)の65歳以上男女2,000人計2,809人回収率77.0%対象② 要介護(3~5)の在宅者 371人回収率68.2%対象③ 市内在住40歳以上64歳 男女1,985人回収率61.7% H23.11 調査結果の概要を広報しろいに掲載 【コメント】 ○アンケートの回収率が非常に高く、公表も適切にされている。
意見交換会開催 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
その他の方法 (10)	10	0	【実施状況】 H23.1.19~2.9 事業者等団体ヒアリング目的 アンケートや給付データだけではつかめない実態を把握するため直接ヒアリングを行い、実態に即した計画を策定するため対象 事業者等18団体・介護事業者関係12団体(施設8、居宅4)・在宅介護支援センター4団体社会福祉協議会・ボランティアセンター公表 H23.9 調査結果を担当課窓口、情報公開コーナーで公表 【コメント】 〇計画策定にあたり、意欲的な取り組みである。 〇ヒアリング調査の結果公表を広報しろいや市 HPで実施すればなお良かった。
市民への情報提供 (15)	14	0	【コメント】 〇パンフレットの作成など、もっと積極的な情報提供や市ホームページを活用した情報公開などがあれば、なお良かった。

### 【事業終了】

### 2. 白井市環境基本計画策定事業(平成 22~23 年度)

総合評価: 〇 73 点

- 環境の範囲が広いことから、様々な市民参加の手法を駆使し、市民参加を実践したため、総合評価点こそ結果的に良好となってはいる。
- しかし、個別の市民参加の内容を精査すると、審議会開催の周知が実施されておらず、 会議録も公表されてない。また、アンケートの結果が非公表であること、意見交換会 の結果が公表されてないことなど、市民への情報提供の取り組みが極めて弱く、条例 第12条、第13条、第17条、第20条が遵守されていない。市民参加への取り組みと いう観点からは極めて不十分である。
- 事業の実施にあたっては、市民参加条例に基づきしっかりと取り組む姿勢が必要である。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	20	0	【実施状況】 H22.11~H23.12 白井市環境基本計画策定委員会 (審議会等)の設置 H22.12~H22.12 アンケート調査実施 H23.10~H23.11 意見交換会の実施 H24.2~ パブリックコメント実施予定
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	10	0	【実施状況】 H22.7.15 広報しろい等で公募委員募集 ・委員30名のうち9名市民公募委員 (市民9名、市内事業者3名、市内環境団体3名、市職員15名) ・応募者10名のうち、選考基準に従い9名選定 ・会議は10回平日昼開催、非公開 ・会議録は未公表 【コメント】 〇会議を事前周知(第12条)せず、また会議録を公表していない(第13条)ことは、条例の趣旨に鑑みて不適切である。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
			【実施状況】
パブリックコメント募集 (15)	15	0	H24.2 パブリックコメント実施 広報しろい、市 HP で周知及び募集 15 日間募集、意見 8 件 H24.3 市 HP、情報公開コーナー、図書館、各センターで公表 【コメント】 〇概ね適切で、公表時期も良い。公表は市 HP で十分であるが、環境問題は多くの市民の関心が高いため、広報しろいでも公表があればなお良かった。
アンケート調査実施 (10)	8	0	【実施状況】 H22.12.1 アンケート調査事前周知掲載(広報しろい) H22.12.1~12.13 白井市環境基本計画の策定に伴うアンケート 調査 ①対象 市内在住男女 2,000 人 回収率:51.2% ②対象 事業者・社 300 件 回収率:56.7% ③対象 小中学生(小6、中3)655 人 回収率:79.2% 【コメント】 〇小中学生から一般市民までアンケートを実施した発想は新鮮であるが、アンケート結果が公表されていないため、条例(第17条)の趣旨に鑑みて不適切である。
意見交換会開催 (15)	11	0	【実施状況】 H23.10~H23.11 意見交換会の実施 H23.11 広報しろい・市 HP・市窓口で周知及び募集 目的 環境基本計画素案について、環境団体及び市民から意見を募集、交換するため。 対象 環境団体/市民(広報しろいで募集)・開催記録は未公表 【コメント】 ○開催までの手続きは公表が適切にされているが、開催記録が公表されていないため、条例(第 20 条)の規定から不適切である。
ワークショップの開催   (10)	_	_	【実施状況】 実施なし
市民への情報提供 (15)	9	Δ	【実施状況】 ・広報しろい、市ホームページ、各センター窓口、図書館等に各種情報を設置して市民へ情報を提供・環境基本計画、環境白書等の冊子を作り情報提供【コメント】 〇会議開催の事前周知や会議録の公表、アンケートの結果公表、意見交換会の会議録公表がなされておらず、条例第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 20条が遵守されていない。極めて不適切である。 ○アンケートを保護者にも実施すれば親子での会話が弾むなどもう少し工夫があれば良かった。

### 3. 美しい景観形成推進事業(平成22年度~)

総合評価: 0 63 点

本事業は事業継続中で平成23年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

- 「美しい景観」は主観的な表現であり、非常に曖昧であることから、市民がわかりやすく、共通理解を持つためには、もっと積極的な市からの情報公開が必要であり、また、市民への意見の問い方に工夫が求められている。
- 更にいろいろな人々、中高生などの若い世代などの各世代からの市民参加を広く取り 入れる取り組みが更に必要である。
- なお、アンケートの結果の公表がされておらず、条例第 17 条が遵守されていない。 速やかな公表を望む。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	20	0	【実施状況】 H22.10~H24.3 審議会等(白井市景観基本計画等策定検討委員会)の設置 H22.6~H22.7 アンケート調査実施 H24.2 景観に関する意識醸成のための写真展開催
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	15	0	【実施状況】 H22.8.1 広報しろい等で公募委員募集 ・委員8名のうち3名市民公募委員 応募者7名のうち、選考基準に従い3名選定 ・会議は9回開催(平日昼)全て公開 ・会議録は全て公表 【コメント】 〇適切である。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	_	_	【実施状況】 実施なし
アンケート調査実施 (10)	8	0	【実施状況】 H22.6.10~6.30 景観基本計画等を検討するための基礎調査 目的 計画の基礎資料とするため 対象 市内小学生(4年生以上)中学生 及び保護者 6,846件 回収率 回収率51% 周知 学校を通じて周知 ・基礎資料のため結果公表せず。 【コメント】 〇学校を通じて実施したのにも関わらず回収率が低い。依頼の仕方に工夫が必要なのではないか。 〇結果の非公表は条例第17条の規定に反し、不適切である。
意見交換会開催(15)	-	-	【実施状況】 実施なし
その他の方法 (10)	9	0	【実施状況】 H23.9.15 写真展の開催 対象 市民一般 目的 市民が所有する景観の写真を利用し、市民に 景観の意識を醸成させるとともに、景観に関 する 意見を聴収する。 対象 市民一般 内容 平成21年度から市役所、保健福祉センター・ 白井駅・西白井駅で実施。H21は見学者から 意見の聴取を目的としたアンケートを実施 【コメント】 〇駅の構内を利用する手法は、多数の市民の目に付 つくので良い手法であり、写真展自体も非常に良 い取り組みであった。 〇中高生などの多様な世代による写真展を企画する などの工夫があればなお良かった。
市民への情報提供 (15)	11	0	【コメント】 〇アンケートの結果が公表されてないことは、条例 第 17 条に反し不適切である。

### 4. 白井市除染実施計画策定事業(平成23年度~)

総合評価: △ 54 点

本事業は事業継続中で平成23年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

- 積極的な市民への情報提供に問題がある。市民が非常に関心を持っている事業である ので、会議録の公表を行うとともに、迅速に積極的な情報提供をお願いしたい。
- 審議会については、会議を公開しているにも関わらず、会議録は非公表であり、条例 の規定に反している。早急に会議録を公表するとともに、広く市民が参加できるよう に審議会の内容に応じて公募の選考基準を変更するなどの工夫が必要である。
- また、実施した市民参加の方法についても、既に実施したものに加えて、意見交換会など、もっと市民が意見を言いやすい市民参加の方法の実施を検討する必要があったのではないか。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	15	0	【実施状況】 H23. 12〜H24. 3 白井市放射線対策協議会 H24. 3 パブリックコメント実施
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	12	0	【実施状況】 H23.11.15 広報しろい等で公募委員募集 ・委員11名のうち4名市民公募委員 当初2名であったところを4名に増員 ・応募者14名のうち、選考基準に従い4名選定 ・会議は5回開催(平日昼)全て公開 ・会議録は全て非公表 【コメント】 〇会議を公開しているにも関わらず、会議録を公表していないことは、納得がいかない。また、条例の趣旨に鑑みて不適切である。 〇公募の委員を全てニュータウン地区から選出している。審議会の内容に応じて選考基準を変更するなどの工夫が必要である。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	15	0	【実施状況】 H24.3  広報しろい・市 HP、情報公開コーナー 各センター、図書館等で周知及び募集 14日間募集 意見 60件 H24.3 市 HP・情報公開コーナー・各センター 図書館等で公表  【コメント】 〇他の事業のパブリックコメントと比較して市民の意見が 60件と多いのは、それだけ関心が高いことであると想定される。 〇しかし、41件もの意見が素案に反映できない意見であることは、関心はあるが、資料を読み込んでいない意見が多かったということでなかったのではないか。市民参加の方法として、パブリックコメント以外のもっと市民が意見を言いやすい意見
			交換会などを開催する必要があったのではない か。 【実施状況】
アンケート調査実施 (10)	-	-	実施なし
意見交換会開催 (15)	_	-	【実施状況】 実施なし
ワークショップの開催 (10)	-	-	【実施状況】 実施なし
市民への情報提供 (15)	12	0	【コメント】 〇会議録の非公表など積極的な市民への情報提供に問題がある。本事業は、市民が非常に関心を持っている事業であるので、迅速に積極的な情報提供をお願いしたい。 〇情報提供においてもより多くの市民に情報を提供するために回覧板の利用や公園等に設置している除染状況の継続的な更新などの一層の工夫を求めたい。

### 5. (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業(平成23年度~)

総合評価: △ 38 点

本事業は事業継続中で平成23年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

- 事業が開始されたばかりであることから、23 年度末時点では適正である。
- 市民参加を推進するプランの策定について、様々な市民参加の手法を用いた市民参加 を実施することで、市民の意見が反映した計画となることを期待している。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	10	Δ	【実施状況】 H23.7~ (仮称)市民参加・協働のまちづくり プラン策定会議
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	15	0	【実施状況】 H23.5.15 広報しろい等で公募委員募集 ・委員 12 名のうち 7 名市民公募委員 当初 4 名であったところを 7 名に増員 ・応募者 7 名のうち、選考基準に従い 7 名選定 ・会議は 7 回開催(平日昼)全て公開 ・会議録は全て公表  【コメント】  〇応募方法に FAX・メールがあることは評価できる。参加率も良い。 〇公募委員を 7 名に増加したことは良い試みである。 〇市民との協働を掲げながら、平日の昼に会議を開催していることは疑問がある。 〇自治会長の参加があればなお良かった。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
アンケート調査実施 (10)	-	_	【実施状況】 実施なし
意見交換会開催 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
ワークショップの開催 (1 <b>0</b> )	-	-	【実施状況】 実施なし
市民への情報提供 (15)	13	0	【コメント】 〇プラン策定が緒についたところである。 情報提供については、ホームページ、情報公開コーナーを利用して公表しており妥当である。

### 6. 白井市地域福祉計画策定事業(平成23年度~)

総合評価: △ 51 点

本事業は事業継続中で平成23年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

- 積極的に様々な市民参加の方法を採用しており、評価できる。
- しかし、公募委員の数が少なく、また審議会に占める割合が少ないこと、市民参加の 情報提供の質が低く、また足りない。
- 今後の事業の実施にあたっては、工夫を凝らしたうえで、更に市民参加を推進してい く必要がある。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 ( <b>20</b> )	15	0	【実施状況】 H23.7~ 白井市地域福祉計画策定委員会 H23.7~ 白井市地域福祉計画作業部会 H23.9 市民の学習会及び住民座談会
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加・公募・委員の選定基準・会議回数と開催時間・会議の傍聴・会議公開	14	0	【実施状況】 審議会① 白井市地域福祉計画策定委員会 H23.5.15 広報しろい等で公募委員募集 ・委員 15名のうち 2名市民公募委員 ・応募者 7名のうち、選考基準に従い 2名選定 ・会議は 2 回開催(平日昼)全て公開 ・会議録は全て公表 審議会② 白井市地域福祉計画策定作業部会 H23.5.15 広報しろい等で公募委員募集 ・委員 25名のうち 3名市民公募委員 ・応募者 3名のうち、選考基準に従い 3名選定 ・会議は 4 回開催(平日昼)全て非公開 ・会議録は全て公表 【コメント】 〇いずれの審議会においても、市民公募委員の比率 が低い。 〇公募委員は、全て NT から選出しており、地域のバランスが悪い。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
アンケート調査実施 (10)	-	_	【実施状況】 実施なし
意見交換会開催 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
その他の方法 (10)	10	0	【実施状況】 事前学習会 対象 市民(のべ113名参加) 目的 白井市の福祉の現状と地域福祉について共通 理解を図るため 内容 市民を対象とした事前学習会を2回開催 地域座談会 対象 市民(のべ161名参加) 目的 地域の困りごとの解決策について、地域で何 ができるかを考える。 内容 7小中学校区で各地域1回ずつ座談会を開催 【コメント】 〇事前学習会、地域座談会ともに参加者が多く、効 果があると考える。 〇手法として、学校区を利用した方法は良い。
市民への情報提供 (15)	12	0	【コメント】  〇市民参加の手続きとしては、妥当であるが、審議会である白井市地域福祉計画策定作業部会については、グループ討議のため公開が馴染まないとして非公開とするなど、積極的な情報提供に欠ける。 〇会議録についても公表を行っているが、提供方法が担当課窓口だけという状況は、情報提供の質からすればかなり低い。

### 7. 白井市産業振興条例策定事業(平成23年度~)

総合評価: △ 49 点

本事業は事業継続中で平成23年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

- 23 年度末時点では概ね適正である。
- 審議会における公募委員の比率が低いと、市民の意見が反映されにくくなってしまう 可能性があるため、産業振興という観点から、様々な世代の市民から幅広く市民が参加され、意見が反映されるよう公募委員を増やすなどの更なる工夫を望む。
- 産業振興条例が、どのような過程で策定されるかは、市民の関心が高いことが予想されることから、更に透明性を高めるため、市民参加条例の趣旨に基づき市民の意見の 反映と情報提供を積極的に行い、条例の策定が行われることを期待している。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	15	0	【実施状況】 H23.7~ (仮称)白井市産業振興条例策定検 討委員会 H23.8~H23.9 市内産業の振興に関するアンケート
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	14	0	【実施状況】 H23.5.1 広報しろい等で公募委員募集 ・委員10名のうち2名市民公募委員 ・応募者8名のうち、選考基準に従い2名選定 ・会議は5回開催(平日昼)全て公開 ・会議録は全て公表  【コメント】 〇会議の開催、会議録の公表は適切に行われている。 〇公募委員が2名のため、市民の視点にたった意見が反映されにくくなってしまうので、委員の公募 枠の拡大を望む。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	-	_	【実施状況】 実施なし
アンケート調査実施 (10)	9	0	【実施状況】 H23.8.25~9.15 市内産業の振興に関するアンケート調査 目 的 市内産業の現状課題、今後の施策展開への市民ニーズを把握し、基礎資料とするため対象 市内在住20才以上の男女1,500人回収率44% 周知方法 広報しろい ※アンケート結果は、平成24年7月公表 【コメント】 〇アンケートの回収率が高い。 〇結果の概要は会議資料として利用されているが、結果は平成24年3月時点で公表されていない。アンケート結果の適切な公表を期待する。
意見交換会開催 (15)	-	-	実施なし
ワークショップの開催 (10)	-	-	【実施状況】 実施なし
市民への情報提供 (15)	11	0	【コメント】  〇審議会については、会議は公開され、傍聴者もおり、結果も公表されており妥当であるが、アンケートについては、公表の時期や結果の公表についての考え方に課題が残る。適切な公表を望む。  ○産業振興は、市内において利害関係者が多いことから、どのような条例になるか関心が高いことが予測される。その意味からも更なる情報提供が求められる。

### 8. (仮称)白井市暴力団排除条例制定事業(平成 23 年度~)

総合評価: △ 36 点

本事業は事業継続中で平成23年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

- 審議会が設置されておらず、また積極的な市民参加は行われていない。市民の安全の防波堤となることを期待されている条例であることから、市は、積極的な市民参加と情報提供により、白井市が安全に取り組んでいることを市内外に示すことが求められている。
- また、暴力団排除条例は、全国的に交付施行されており、白井市で施行されることは 望ましいことだが、なぜ、 市として条例を制定するのかという意義を市民にわか りやすく説明する必要がある。その意味でも市民への情報提供が不足している。

評価項目( <b>配点</b> )	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	10	Δ	【実施状況】 H24.2 意見交換会の開催
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開			【実施状況】 実施なし
	_	_	

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
アンケート調査実施 (10)	-	-	【実施状況】 実施なし
意見交換会開催 (15)	13	0	【実施状況】 H24.2.18 条例骨子案について市民との意見交換会目 的 条例制定にあたり、骨子案を提示し広く市民等の意見を聞き、骨子に反映させてい対 象 市民(27人参加)周知方法 広報しろい、市HP、市メールサービス※開催記録は公表 【コメント】 O1回限りの開催であったのが残念である。 ○周知方法、記録の公表は良い。
ワークショップの開催 (1 <b>0</b> )	-	-	【実施状況】 実施なし
市民への情報提供 (15)	13	0	【コメント】 〇市民にほとんど情報を提供しておらず、全体的に不足している。

### 9. 地域防災計画推進事業(地域防災計画修正業務)(平成23年度~)

総合評価: △ 33 点

本事業は事業継続中で平成23年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

- 東日本大震災以降、市民が強い関心を寄せる事業である。市の計画の見直しと併せて 市民レベルでの防災意識の向上のためにも市民、市全体の巻き込みが必要である。
- その意味では、市民による防災マップの作成は、市民参加の一つの形であり、今後より一層の市民参加の取り組みが必要である。
- 地域防災計画の推進は、日頃の地域の防災体制の見直しのきっかけにもなるので、今後の市民の意見は、地域でも非常に重要な意見となる。事業の実施にあたっては、市民参加の観点から、市民との交流を意識し、充実した市民参加の実現とともにきめ細やかな市民への適切な情報提供を望む。

評価項目( <b>配点</b> )	点数	評価	実施状況とコメント	
実施した市民参加の方法 (20)	10	Δ	【実施状況】 H23.9~H24.3 自治会等との防災マップづくり	
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開			実施なし	
	_	_		

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント					
パブリックコメント募集 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし					
アンケート調査実施 (10)	-	-	【実施状況】 実施なし					
意見交換会開催 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし					
その他の方法 (10)	10	0	【実施状況】 H23.9~H24.3 自治会等との防災マップづくり 目 的 市が作成する地区別防災カルテ及び総合 ハザードマップの基礎資料とするため 内 容 市民による防災マップの作成 対 象 市民(自治会長、地区社協) 土日、平日 夜間 16回開催(のべ247人参加) 周知方法 自治会長、地区社協へ郵送 ※開催記録は公表  【コメント】 〇適切である。 〇小中学校区ごとに開催したこと、自治会長を対象 としたことは非常に良い方法である。					
市民への情報提供 (15)	13	0	【コメント】  〇市民参加の事業が少ないため、現段階では適切な対応である。  〇アセスメントやハザードマップなどの言葉が多用されている。市民への情報提供に際しては、高齢者や子どもを意識したわかりやすい日本語の付記が必要である。					

### 答申2 市民参加の方法の研究及び改善について

### 【現状と課題】

平成16年6月29日の市民参加条例の施行以降、市民参加が市民や行政に浸透し、市民参加条例に規定する審議会等の設置、パブリックコメントの募集、アンケート調査の実施、意見交換会の開催、ワークショップの開催などの市民参加の方法が、市民参加条例の該当事業だけでなく、多くの事業で市民参加による事業が実施されていることは、とても評価できます。

しかし、市民参加に際しては、女性の参加が少なく、また参加する市民の世代や地域に偏りがあり、参加する市民の顔ぶれが同じであるなどの課題が指摘されています。

市民参加を更に広げるため、女性、若年層、働き盛り世代などの今まであまり市政への参加が活発でなかった世代の意見を市政に反映させることを目的とした新たな市民参加の方法が市に求められています。

### 【市民討議会と無作為抽出された市民による市民参加】

そのため、市民参加推進会議では、公益社団法人東京青年会議所が中心となって日本全国の 青年会議所が各地で実施している「市民討議会」(住民基本台帳から無作為抽出されて選ばれ た市民が、有償で、あるテーマについて討議し、市に提案を行う制度)に着目し、市民討議会 を今後の白井市における新しい市民参加の方法の一つとして実施することが可能かどうかに ついて検討しました。

検討にあたっては、市民討議会の制度の検証とともに、平成24年6月に木更津市で(財)かずさ青年会議所と木更津市が共催で開催した「かずさまちづくりディスカッション2012 in木更津」の視察や、市川市、東京都三鷹市で開催された市民討議会を調査し、市民討議会を類型化したうえで、比較しました。

検討の結果、市民討議会は、青年会議所のような市以外の団体が積極的にまちづくりに関与する場合で、討議するテーマが市民生活に密着した題材のときは、市民参加が非常に有効な方法であることが明らかとなりましたが、青年会議所のような団体がない白井市では、誰がどのように実施したら効果的かという課題もあり、白井市において、市民参加の新たな方法とすべきかどうかについての結論には至りませんでした。

そこで、市民参加推進会議は、新たな市民参加の方法の研究として、今後も引き続き市民討議会を行うとともに、市民討議会以外でも、今まで市政への参加が活発でなかった女性や世代、地域などからの市民の意見を市政に取り入れるため、住民基本台帳からの無作為抽出された地域性、性別、年代に偏りのない市民が、市の様々な事業に参加し、市がその意見を聴くことができる白井市独自の市民参加のしくみについても検討していきます。

### 市民討議会とは

- ドイツで市民参加・市民自治の方法として行われているプラーヌンクスツェレ (計画細胞: Planungszelle) を日本風に組み替えて取り入れたもので 2005 年に初めて東京都千代田区で公益社団法人東京青年会議所によって試行実施され、その後、全国の青年会議所が取り組んだことから、各地に広まりました。
- 市民討議会の開催形式は大きく分けて3つに分類されます。
  - 1. 行政(国・自治体)と NPO など公益団体が共催する形式。

【木更津市・三鷹市】 【市川市】

2. NPO など公益団体が実施する形式。

3. 行政(国・自治体)が実施する形式。

### 市民討議会の特徴(坂野委員〈流通経済大学准教授〉の分類による)と実施実績

(1) 住民基本台帳からの「無作為抽出」

【木更津市・三鷹市】

一般的に市民参加における事業では、興味や関心が強い人やリピーターの市民参加が多いが、住民基本台帳からの無作為に選び依頼をするので、いろいろな市民の参加と意見が聞ける。

(2) 有償

【木更津市・市川市】

参加者が有償で参加するため積極的な参加が望め、責任が生じる。

(3) 討議

【木更津市・市川市・三鷹市】

専門家は、情報提供を参加者に行うが、議論には参加しない。議論は、市民だけで討議を行い、その結果について投票を行い、最終的に参加者で合意を得る。

### 市民討議会のメリット・デメリット ~木更津市の視察から~

メリット	デメリット
①若い人や女性が参加しており、バランスよく	①テーマによっては、なじまない、誘導される
市民の意見を聴くことができる。	ものもある。
②報酬があるので、参加者の出席率が良い	
③若い人が中心の青年会議所が実施すること	
で、第三者性が保て、雰囲気が良い。	
④市の財政的負担が少ない。	

### 白井市における住民基本台帳から無作為抽出された市民による市民参加の事例

### ※白井市事業仕分けによる市民判定人方式の採用

- 市民判定人方式とは、事業仕分けの判定方法の一つで、住民基本台帳から無作為に選ばれた市 民が、市と評価者(仕分け人)の議論を聞き、判定(仕分け)する方法で、市民判定人の多数 決による結果が、そのまま仕分けの判定結果になります。
- 市民が事業仕分けに直接参加できる手法として採用する自治体も増えています。市でも、市民 が積極的な参加することで、事業仕分けに市民感覚が採り入れられることを期待して採用して います。
- 事業仕分けの実施にあたり、平成22年度に市民判定人方式で実施した全国の17自治体において、住民基本台帳から無作為抽出された市民の事業仕分けへの参加希望率の平均は、約6.9% (構想日本調べ)であり、白井市の参加希望率は他の自治体の平均と比べてかなり高い状態であり、白井市の市民の行政への参加意識が非常に高いことがわかります。

年 度	無作為 抽出者	参加 希望者	参加 希望率
平成 23 年度	500 人	65 人	13. 0%
平成 24 年度	800 人	102 人	12. 8%

※事業仕分けは、民間非営利シンクタンクの「構想日本」が、行政の事業を「現場」の視点で洗い直すことによって、個々の事業の無駄にとどまらず、その事業の背後にある制度や国と地方の関係など行財政全体の改革に結び付けていくことを目的として、2002年から実施している取り組みです。

### 答申3 市民参加条例の検証・見直しについて

### 【市民参加条例の見直しにあたって】

白井市は、千葉県内で最も早く市民参加条例を施行しましたが、平成23年度に答申したと おり、運用実態やその後に制定された他市町村の条例との比較検証からいくつかの課題が明ら かとなっています。

市民参加条例の検証・見直しについては、今回の審議においては、十分な議論を尽くして、 具体的な答申を導くまでには至りませんでしたが、平成24年度については、過去に答申され た課題のうち、審議会における公募委員の拡大、用語の見直しなど、条例の改正によらず、運 用や解釈により、見直しが可能と思われる課題の解決のための見直しの方向性について答申し ます。

なお、市民参加条例の実施機関や実施対象事業の拡大といった市民参加条例そのものの課題で、条例を改正することで解決すべき事項については、平成25年度に一括して答申します。

### 【市民参加条例運用上の課題】

- ①審議会の設置に際して、審議会委員に占める公募委員、女性委員、在来地区の割合が低い状態のまま横ばいに推移しています。特に女性の参加のほか、様々な職業、世代、地域の市民参加が少なく、また、市民参加している市民の実数自体も少ない状態です。
- ②市民参加条例において、市民参加の手法として住民投票が規定されていますが、現在、市に 住民投票を実施するための条例が存在しないため、住民投票を行うことができません。
- ③「ワークショップ」など多くの市民になじみの薄い難解な用語が使用されることがあります。

### 【答申 平成 25 年度の審議に向けて】

- ①公募委員の拡大について検討するために、現在市が条例で設置する全ての審議会の委員定数 と職務を調査したうえで、目的や委員の構成を基に個別に検証し、公募委員を増員できるか どうか調査してください。
- ②常設型の住民投票制度を検討するために、条例を設置している市町村の調査を行い、条例について十分な資料研究や調査をしてください。

### 平成 23 年度答申における白井市市民参加条例の課題

- 1. 他市町村の市民参加条例及びそれに類する条例に比べ市民参加の実施機関・対象事業が少ない
- 2. 大規模施設の整備計画については、対象とする事業費を明確にする必要がある。
- 3. 審議会等における公募委員の数、割合が低い状態で、横ばいに推移している。応募者にも偏りがみられ、特に女性の参加のほか、様々な職業、世代の市民が参加する機会が少ない。

### 【市民参加条例の改正により見直しすべき課題】

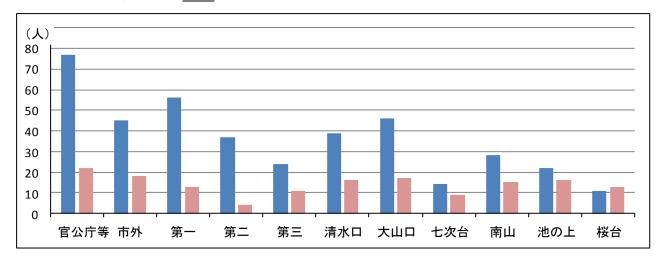
### 他市町村との条例からみた課題 見直しすべき事項及び解決策 ● 他市町村の市民参加条例及びそれに類する条 ● 市民参加の更なる推進を図るため、条例の実 例に比べ市民参加の実施機関・対象事業が少 施機関に固定資産評価審査委員会、農業委員 会、選挙管理委員会などを加えて、実施機関 ない。 を拡大するとともに、市民参加の対象事業と して「地域住民や地域環境に著しく影響を及 ぼす公共施設」などの事業を追加して実施事 業も拡大する。 ● 条例に「大規模施設」「市民生活に何らかの ● 大規模施設の整備計画については、対象とす 影響を与える施設」の定義がないことから、 る事業費を明確にする必要がある。 条例により定義する。

### ■審議会等の委員に占める公募委員・女性委員の割合

	委員	員 数	公募委員数			
年 度	審議会等数	委 員 数	うち女性委員数	公募委員数	うち女性公募委員	
		<u> </u>	(委員に占める割合)	(委員に占める割合)	(公募に占める割合)	
平成 24 年度	53 機関	553 人	154人 (27.9%)	103人 (18.6%)	31人 (30.1%)	
平成 23 年度	54 機関	563 人	155 人(27.5%)	106人 (18.8%)	30人 (28.3%)	
平成 22 年度	51 機関	636 人	160人 (25.1%)	92人 (14.5%)	32 人 (34.8%)	
平成 21 年度	52 機関	589 人	152 人 (25.8%)	80人 (13.6%)	27 人 (33.8%)	
平成 20 年度	52 機関	558 人	146人 (26.2%)	88人 (15.8%)	17人 (19.3%)	
平成 19 年度	55 機関	624 人	155人 (24.8%)	92人 (14.7%)	24 人 (26.1%)	
平成 18 年度	55 機関	602 人	145 人(24.0%)	102人 (16.9%)	26 人 (25.5%)	

-※平成 18 年度から 23 年度は毎年 2 月 1 日現在 平成 24 年度は 4 月 1 日現在の数字です。

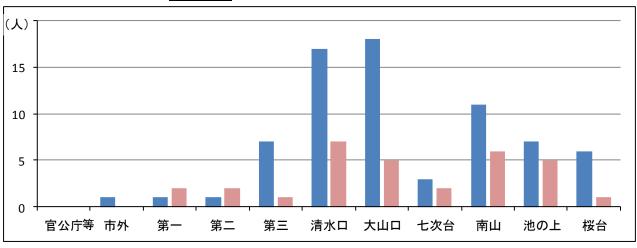
### ■平成24年度審議会等委員の小学校区別一覧



	官公庁等	市外	第一	第二	第三	清水口	大山口	七次台	南山	池の上	桜台	計
男	77 人	45 人	56 人	37 人	24 人	39 人	46 人	14 人	28 人	22 人	11 人	399 人
女	22 人	18 人	13 人	4 人	11 人	16 人	17 人	9人	15 人	16 人	13 人	154 人
総数	99 人	63 人	69 人	41 人	35 人	55 人	63 人	23 人	43 人	38 人	24 人	553 人

※官公庁とは、市・県・国・市社会福祉協議会の職員を言う。

### ■平成 24 年度審議会等公募委員の小学校区別一覧



	官公庁等	市外	第一	第二	第三	清水口	大山口	七次台	南山	池の上	桜台	計
男	0人	1人	1人	1人	7人	17 人	18 人	3 人	11人	7人	6人	72 人
女	0人	0人	2人	2人	1人	7人	5人	2人	6人	5人	1人	31 人
総数	0人	1人	3 人	3 人	8人	24 人	23 人	5人	17 人	12 人	7人	103 人

<sup>※</sup>官公庁とは、市・県・国・市社会福祉協議会の職員を言う。

### 資料2

白井市審議会等に係る一時的保育実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4 第3項に規定する附属機関その他これに類する機関(以下「審議会等」とい う。)の会議の開催時に、当該審議会等の委員が養育する子どもの一時的保 育を実施することにより、子育で中の市民が意見を述べる機会を確保し、市 政への参加を促進することを目的とする。

(対象者)

- 第2条 一時的保育の対象者は、審議会等の委員(市内に在住又は在勤の者に限る。)が養育する生後6箇月から10歳までの子どもとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、子どもが感染症にかかっていると認められると きその他市長が不適当と認めるときは、一時的保育を行わないものとする。 (内容)
- 第3条 一時的保育の内容は、次のとおりとする。
  - (1) しろいファミリーサポートセンターに登録している提供会員がその自 宅で行う一時的保育
  - (2) 保育ボランティアが白井市庁舎の会議室等で行う一時的保育 (利用日時)
- 第4条 一時的保育を利用できる日は、審議会等の会議の開催日とし、利用時間は当該会議の開催時間等を考慮して市長が必要と認める時間とする。 (利用の届出)
- 第5条 一時的保育の利用を希望する委員は、当該審議会等の会議開催日の2 週間前までに、一時的保育利用希望届(別記第1号様式)により市長に届け 出なければならない。

(費用の請求)

第6条 提供会員又は保育ボランティアは、一時的保育を実施したときは、その費用について一時的保育費用請求書(別記第2号様式)により市長に請求するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 審議会等に係る一時的保育実施の手引き

### ■制度の概要■

子育て世代の方でも審議会等の委員となって意見を述べることができるよう、会議 開催中に、委員の子どもの一時的保育を公費負担により行うものです。

一時的保育を利用できる人は、市内に在住又は在勤の委員が養育している生後6箇月から10歳までの子どもです。

一時的保育は、①ファミリーサポートセンターの提供会員がその自宅で実施するもの、②保育ボランティアが会議室等で実施するものの2種類から委員の希望に応じて行います。

委員を選任する際は、別添「~審議会等の委員のお子さんの一時的保育について~」 (総務課にあります。)により、公費負担による一時的保育を実施している旨を周知 してください。

### ■利用希望の申出■

委員を選任した後、委員が一時的保育の利用を希望する場合は、その旨、希望する一時的保育の方法等を申し出てもらってください。

ファミリーサポートセンターを希望する場合は、ファミリーサポートセンターへの 入会(無料)が必要となりますので、入会していない場合はファミリーサポートセン ターへ案内してください。入会の際は、顔写真2枚(縦3cm横2.5cm)が必要です。

### ■会議開催の決定■

ファミリーサポートセンターへの利用申込みや保育ボランティアへの依頼は、利用日の2週間前までに行う必要がありますので、一時的保育の利用を希望する委員がいる場合は、早めに会議開催日時を決定し、委員に通知してください。

また、その際、「一時的保育利用希望届(別記第1号様式)」も併せて委員に渡し、 会議開催日に一時的保育の利用を希望する場合は、会議開催日の2週間前までに「一 時的保育利用希望届」の提出(郵送可)が必要な旨を伝えてください。

なお、保育ボランティアの希望の申出をした委員がいる場合は、会議開催の決定と 同時に一時的保育用の部屋(会議室等)を会議用の部屋の近くに確保してください。

※ファミリーサポートセンターの利用を希望し、かつ、初めてファミリーサポートセンターを利用する委員がいる場合は、提供会員を探すのに時間がかかるため、おおむね1箇月前までに通知するようにしてください。

※一時的保育用の部屋は、会議室など床がタイルの場合には、子どもが座ったり、はいはいできるようマット等を敷く必要があります。マット等は健康課で使用予定がない場合は借用できます。

### ■一時的保育利用希望届■

一時的保育利用希望届は、担当課で受理してください。この希望届は会議開催日ごとに提出してもらう必要があります。

なお、事前に電話等で希望の申出を受け、会議開催日に受理する等の対応も可とします。

※ファミリーサポートセンターへの利用申込みや保育ボランティアへの依頼期限である会議開催日の2週間前までには、会議当日の利用希望の有無を把握してください。

### ■一時的保育の利用希望があった場合■

会議開催日の一時的保育の利用希望があった場合は、希望する方法に応じて、次のように対応してください。

- ●ファミリーサポートセンターを希望した場合 委員に自らファミリーサポートセンターへ利用申込みをするよう依頼してく ださい。
- ●保育ボランティアを希望した場合

担当課がボランティアセンターに別添「ボランティア相談カード」により保育ボランティアを依頼してください。

また、会議開催日に別添「保育カード」を保育ボランティアに提出する必要がある旨を委員に伝えてください。

### ■会議終了後■

会議終了後は、利用した方法に応じて、次のように対応してください。

●ファミリーサポートセンターを利用した場合

委員に「一時的保育費用請求書(別記第2号様式)」を渡してください。委員が子どもを迎えに行った際、提供会員に請求書の必要事項を記載してもらうよう委員に伝えてください。記載してもらった請求書は、委員から担当課に提出してもらってください。

●保育ボランティアを利用した場合

担当課が保育ボランティアに「一時的保育費用請求書(別記第2号様式)」を渡し、必要事項を記載して担当課に提出するよう依頼してください。

### ■請求書の提出■

提供会員又は保育ボランティアから「一時的保育費用請求書」の提出があった場合は、次の書類を総務課に提出してください。総務課が費用の支払手続をします。

- ① 一時的保育費用請求書
- ② 当該会議の開催通知の写し
- ③ 一時的保育利用希望届

# 審議会等に係る一時的保育実施フロー

# ■しろいファミリーサポートセンターを利用する場合

# 一時的保育を希望する委員

## 担 当 課 等

一時的保育の実施を周知する

### 委員の選任



・一時的保育利用希望の旨を担当課に伝える

委員の決定

- ・ファミリーサポートセンターに会員登録する
- ・委員に対し一時的保育の実施方法を説明する
- ・会議の開催日を委員に通知する

### 会議開催2週間前



- ・一時的保育利用希望届を担当課に提出する
- ・ファミリーサポートセンターに依頼する
- ・提供会員と顔合わせをする
- ・提供会員宅へ子どもを預ける

会議開催



**公職終** 

- ・委員に請求書を渡す。 ・子どもを迎えに行き、提供会員に請求書を渡して、
  - 必要事項を記載してもらう。
- ・委員は、請求書を担当課に提出する

※市は、請求書を確認し、費用を支払う

# ■保育ボランティアを利用する場合

# 一時的保育を希望する委員

### 委員の選任



委員の決定

・一時的保育利用希望の旨を担当課に伝える



・一時的保育利用希望届を担当課に提出する



会議開催

・保育用の部屋で保育ボランティアに子どもを

預ける



・子どもを迎えに行く

会議終了

※保育ボランティアは、請求書に記入の上、担当課に提出する

## 担 当 課 等

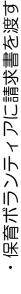
・一時的保育の実施を周知する

委員に対し一時的保育の実施方法を説明する

会議の開催日を委員に通知する

保育用の部屋を確保する

・ボランティアセンターに保育ボランティアの派遣を依頼する



※市は、請求書を確認し、費用を支払う

会議開催2週間前

### 審議会等の委員のお子さんの一時的保育について

市では、子育て中の市民の発言の機会を確保するため、審議会等の開催時に、委員のお子さんの一時的保育を実施しています。

一時的保育の利用を希望される場合は、審議会等の担当課に申し出て ください。

### ★一時的保育の方法★

- 一時的保育は、
- (1) しろいファミリーサポートセンターの提供会員が自宅で行うもの
- ② 保育ボランティアが会議室等で行うもの
- のいずれかの方法を選択できます。

### ◆利用できる方は◆

一時的保育を利用できる方は、 市内に在住又は在勤の委員で、 生後6ヶ月から10歳までのお子さ んを養育している方です。

### ●利用日時●

一時的保育の利用日は、審議会等の会議の開催日です。利用時間は、会議の開催時間を考慮して必要と認められる時間です。



安心して会議に 参加できるね!!

問い合わせ先

総務部総務課行政班 TEL 047-492-1111 (内線 3312・3)

### 資料3

### 1. 白井市除染実施計画策定事業

【概要】

	I			
事業名	新規事業  〇継続事業			
	白井市除染実施計画策定事業			
2				
事業期間	開始 平成     23     年     12     月     28     日       終了 平成     24     年     4     月     26     日     予定の場合は予定の日付を記入			
3	【事業の目的】			
事業の概要・目的	市が放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されたことを受け、放射性物質の拡散による環境の汚染への対処に関して市が講ずべき措置などについて定めることにより、環境の汚染による人の健康または生活環境への影響を速やかに低減することを目的とする。			
	【策定方法】			
	市放射線対策本部会議において計画案を作成し、市民及び団体代表等11名から成る 市放射能汚染対策協議会での意見交換、パブリック・コメントによる市民意見の収集・反			
	映、国等関係機関との協議を経て策定する。			
4 + = + + = + = + + = + + + = + + + + = + + + = + + = + + = + + = + + = + + = + + = + + = + + + = + + + = + + + = + + + = + + + = + + + = + + = + + + = + + + + = + + + = + + + = + + + = + + + = + + + = + + + = + + + + = + + + + + + + + + + + + +	市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動)			
市民参加を用いた理由	○市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の			
理田	基本的事項を定める計画の策定又は変更			
	市の基本理念を定める条例の制定又は改廃			
	市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃			
	市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更			
	その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの			
	  市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動)			
	緊急その他やむを得ない理由			
	金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃			
	政策的な判断を要しない条項について条例の改正			
5 字族 1 七 末 尺 条 加				
実施した市民参加の手法				
07于丛	○ パブリックコメント(意見公募)の募集			
	○   ハンリンリー (息兄公券) (0分条   ○   実施済 平成 24 年 3 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 14 日			
	実施予定 平成 年 月 日~平成 年 月 日			
	実施の理由/概要			
	○その他の方法			
	O 実施済 平成 23 年 11 月 1 日 ~ 平成 24 年 4 月 26 日			
	実施予定 平成 年 月 日~平成 年 月 日			
	具体的な方法・実施の理由   まな針状活染対策な業合の関係(辛見な物)			
	市放射能汚染対策協議会の開催(意見交換)			
I				

# 2. 白井市暴力団排除条例策定事業

TIM & I	
事業名	○ 新規事業 継続事業
	白井市暴力団排除条例策定事業
2	
事業期間	開始 平成 23 年 12 月 5 日
	終了平成 25 年 1 月 1 日 予定の場合は予定の日付を記入
3	暴力団の排除に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすると
事業の概要・目的	ともに、暴力団の排除に関する事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、市民の
	平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。
1	  市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動)
市民参加を用いた	市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の
理由	基本的事項を定める計画の策定又は変更
	○市の基本理念を定める条例の制定又は改廃
	市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
	市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
	市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更
	その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの
	市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動)
	緊急その他やむを得ない理由
	金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃
	政策的な判断を要しない条項について条例の改正
	<u></u>
5	○ パブリックコメント(意見公募)の募集
実施した市民参加	○ 実施済 平成 24 年 5 月 15 日 ~ 平成 24 年 5 月 31 日
の手法	<mark></mark> 実施予定 平成 <mark>   年</mark> 月 <mark>   日 ~ 平成</mark> 年 <mark>  月</mark> 日
	実施の理由/概要
	白井市暴力団排除条例の素案についてHP及び各センター等で意見を募集
	○意見交換会の開催
	○ 実施済 平成 24 年 2 月 18 日 ~ 平成 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
	<mark>──実施予定 平成</mark> 年 <mark>───月</mark> 日~ 平成 <mark>───年</mark> 月 <mark>───日</mark>
	実施の理由/概要   過過では、100円で
	骨子案をもとに市民と意見交換を実施

# 3. 白井市地域福祉計画策定事業

事業名		新	規事業		0	継続	事業											
		白井ī	市地域	福祉	計画	策定	事業	ŧ										
2																		
事業期間			平成 平成	23 24	年年	12	月月	1 28	日日	予	·定の:	場合は	予定の	の日イ	寸を言	記入		
3 事業の概要・目的	地事を的 策計な	事業を 要とす。 このの で で で で のの策!	业計画(経営) 経営人 法定 定委員	る者地域をたった。	及び の一 ってに 策定	社会と、計業	·福祉 して ·画 事福	Eに関 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	する こ暮 りま ビ	活動らせる とめる ス団	かを行 るよう を学 辞 体関	う者がない に地域 という という という という はんしん はんしん という はんしん という	相互(i 福祉( 香、各 ビ25人	は協力の推立の体が	りし、 進を 関係 なる	地域る者策定	で支 ことを ど15 2作業	援目人部
			織を中 内検討:															
4 市民参加を用いた理由	市民	参 の 本 市 基 市 市 市 市 表 市 表 の の の の の の の の の の の の の	行の本の民民民の行急銭策の基本事本義生の特なの収な	由構項理務活はにい他にくれる念をに月市理や関	★人定を課直に民由むする	第6条計計るいかさ加条得条	第1画画条は重る行第いの係権対対の	項び策の利な規と第1年定制を制を規と第2年記録を対している。	規民又定訓響施必項に	す関変はするなど 規はるおりのと見れる はるえを 整読 はるり はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか	<b>行政</b> かり 正	<b>舌動)</b> 深い施 別制の制 の基本の 行政活	策の基 又は改定又に計画で	基本プログラス を表している。	方針 <sup>2</sup> 桑	その作	也の	
5	O	審議:	会の設 <sup>·</sup>	置														
実施した市民参加		〇実			成	24	年	4	月	9	日~	・平成		年		月		日
の手法			施予定		·成		年		月		日~	,平成		年		月		日
			施の理 業部会			±⇔∍	<b>千</b> 吕 .	<u>۵</u> + ۵		日/比								
	0		未 叩 云 ノックコ.							刊惟								
		_	<u>///</u> 施済		· 成	24		10		1	日~	, 平成	24	年	10	月	15	日
			施予定		·成		年		月		日~	,平成		年		月		日
			施の理			= == 1 -	1	·	° <b></b> `ı	<b>–</b> -	/>	1 1	z	<b>#</b> #				
			域福祉			条に	_シし	1()	ハノリ	ツク-	コメン	トにした	見兄を	<b>秀</b> 朱				
		〇実			<del>加</del> 底	24	年	6	月	30	日 ^	・平成	24	年	7	月	1	日
			施予定		₹成		年		月			平成		年		月		日
	-		施の理			<del>-</del>	<i> </i>	L. L										
			ウンミー 也の方:		ンク・	を2回	山開作	<b>≜</b> し7:										
	O	〇実			·成	24	年	4	月	9	日 ^	・ 平成	24	年	7	月	27	日
			施予定		7人		年		月			平成		年		月		日
	•		体的な															
		市	民によ	る策	<u>定作</u>	業部	会を	5回原	開催し	した								

### 4. 市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業

【概要】 事業名 新規事業 O継続事業 ↑24年度以前から実施している事業は継続事業に〇 市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業 開始 平成 23 年 7 月 28 日 事業期間 終了 平成 25 年 2 月 25 日 予定の場合は予定の日付を記入 【事業の目的】 市の将来像である「市民と築く安心で健康なまちしろい」を実現するための推進の柱とし 事業の概要・目的 て、「市民参加・協働」が求められており、その市民参加・協働に関する基本的事項並び に第4次総合計画を推進するための指針となるプランを策定する必要があるため。 【策定方法】 プランの策定は、市民・市民活動団体・事業、学識経験者の委員12人からなる策定会議 委員と、市民参加・協働になじみの深い9課の職員からなる庁内策定部会で、合同でワー クショップを開催するなど、一緒に計画を策定している。 市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動) 市民参加を用いた □□市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の 理由 基本的事項を定める計画の策定又は変更 |市の基本理念を定める条例の制定又は改廃 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変 その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの 市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動) 緊急その他やむを得ない理由 金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃 政策的な判断を要しない条項について条例の改正 〇 審議会の設置 実施した市民参加 平成 24 年 〇実施済 月 28 日 ~ 平成 25 年 25 月 日 の手法 実施予定 平成 年 月 日~ 平成 年 月 В 実施の理由/概要 市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議(市民・市民活動団体・事業者、学識経験者) O パブリックコメント(意見公募)の募集 〇実施済 平成 24 年 10 月 15 日 ~ 平成 25 年 11 月 14 日 実施予定 平成 年 月 日~ 平成 年 月  $\Box$ 実施の理由/概要 市民参加・協働のまちづくりプランの素案についてパブリックコメントで意見を募集 ○ 意見交換会の開催 〇実施済 平成 24 年 11 月 13・22 日 ~ 平成 年 月 日 実施予定 平成 年 月 日~ 平成 年 月  $\boldsymbol{\mathsf{H}}$ 実施の理由/概要 素案をもとに、市民活動団体等と意見交換会を2回実施 その他の方法 〇実施済 平成 24 年 7 月 28 日~ 平成 月 年 日 実施予定 平成 月 日~ 平成 年 月 日 具体的な方法・実施の理由 策定にあたり、「市民参加・協働のまちづくり」について市民、委員、職員を対象とした研修会を開催。

# 5. 白井市産業振興条例策定事業

事業名		新	規事業	ŧ	0	継続	事業	:											
		白井	市産業	振興	条例	策定	事業	ŧ											
2 事業期間			平成 平成	23 25	年年	4 3	月月	1 31	日日	予	定の	)場合	は	予定(	の日付	寸を言	記入		
3 事業の概要・目的	のす市(学る名リックを表現で	ののこが別経列溝に上継手を発送を入りませる。	はない はない はない はない はい	事業い者員領施を持続して	を振うの第二定条の	め、i に り る に 計 案 を	市、高の実工庁の会議が	事業等別に著る。 12課 日本 12 日本 1	者を終す 事及に実し ここと こうしょく こうしょく こうしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しゅうしゅう しゅう	を 業に また は は は は に に に に に に に に に に に に に	経済に 外に才 体別、条例 条例	団体) 推進し び公会 J素案	及び地募、工作	市民 域 i 民 で 業団	の役所の 委員 地協	割等 活性 14 議会	生化を	らか を図り 構成 最員1	にし、 す5
4 市民参加を用いた理由		■	行う事本の民民民の行急銭策の基にのの他わそ徴的なのののである。	は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	、定を課直に民 由むす	本るめ、かさ加 条得条	画画条は重大う 第いの	び策の利に規こ 条由定計定制を景がな模と 第由定	びとでは 民工定制響施必 項 し く	こはてするとのと 見ない はない ちょう ない こう 見い はい こう はい いい こう はい いい	の更好条を修習して、原外のの一角のの一角を見る情めます。原	)深い の制の 条係る かれる <b>行政</b>	施定制基もで活動を	は改 定又 <i>l</i> 計画	「廃 は改り	尧			
5 実施した市民参加	0	〇実		<u> </u>	成	23	年	7	月	6	_	~ 平		25	_	3	月	21	日
の手法			施予定施の理		·成 既要		年		月		<u>日</u>	~ 平	·成		年		月		日
	0	パブリ	ノックコ	メント	(意)	見公	募)(	り募り	ŧ										
		〇実			成	24	_	11	月	1	_	~ 平	_	24		11	月	16	日
		_	施予定		成		年		月		日	~ 平	成		年		月		日
			施の理																
		_	例素案				氏か	ら意	見を	募集	した	0							
	0		ナート訓				<u></u>		_	^-	_		ا الله	0.0	<u></u>	•	-	,-	_
		〇実				23	年	8	月	25		<del>~</del> 平		23		9	月	15	且
			施予定		·成		年		月		H	<del>~</del> 平	-		年		月		日
			施の理			+ u	4m.//- 2	5. I — Jah. I	ы. 4 -	± P + -	₩ <i>&amp;</i> !-	±++*	₩ ~ 11	= 個1 / - 5	旧士フー	75.L	( <del>-</del> m →	c <i>+                                    </i>	_ +
		余化	列策定の基	<b>本</b> 啶	+ <b>⊂</b> 9 €	0120),	無作為	あに一世に	ш <i>\</i> /сг	リ氏を入	対象に	叩闪座	未の扱	円円	<b>利 9 る</b> )	ンケー	一下調金	2017	りに。

### 6. 白井市生活排水処理基本計画策定事業

# 【概要】

O 継続事業 事業名 新規事業 白井市生活排水処理基本計画策定事業 2 開始 平成 23 年 10 月 18 日 事業期間 終了 平成 25 年 3 月 30 日 予定の場合は予定の日付を記入 ≪概要≫ 平成17~23年度を計画期間とする白井市生活排水処理基本計画の計画期間が終了 事業の概要・目的 することから、関係課(上下水道課)並びに関係機関(柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合)と現 状及び今後の動向等を協議し、計画(案)はパブリック・コメントで意見を伺い、環境審議会 で審議、政策会議で協議・決定して策定します。 ≪目的≫ 本市の生活排水は、主に公共下水道や合併処理浄化槽により処理されていますが、 合併処理浄化槽の維持管理が行われていないと適正に浄化されないまま河川や湖沼等 に放流水が流入するため、水質汚濁の原因となり、また、単独処理浄化槽や汲み取りを 使用している家庭や事業所では、台所や風呂・洗濯等の生活雑排水が未処理のまま敷 地内で浸透処理している現状となっています。本計画では、公共下水道整備が予定され ていない区域の生活雑排水対策を中心に生活雑排水処理基本計画を策定します。 市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動) 市民参加を用いた □市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の 理由 基本的事項を定める計画の策定又は変更 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更 その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの 市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動) 緊急その他やむを得ない理由 金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃 政策的な判断を要しない条項について条例の改正 〇 審議会の設置 実施した市民参加 平成 平成 〇実施済 25 年 2 月 6 日、 25 年 2 月 27 日 の手法 平成 年 日~ 平成 年 実施予定 月 月 В 実施の理由/概要 白井市環境審議会(有識者、事業者、市民代表、団体代表) O パブリックコメント(意見公募)の募集 〇実施済 平成 24 年 11 月 15 日~ 平成 年 11 月 30 日 実施予定 平成 日~ 平成 年 月 年 月 日 実施の理由/概要 白井市生活排水処理基本計画(素案)についての意見を募集

# 7. 地域防災計画推進事業

事業名			事業			継続	事業	:									
	<u>地</u>	域防	災計	迪推	進事	·莱											
2 事業期間		別始 □ 答了 □	平成 平成		年年	12	月月	28 31	日日	予	・定の場	合は一	予定0	つ日作	寸を訂	己入	
3 事業の概要・目的	こりうる? もに、3 / な災害に の全面的	災害 月11 対な りな域	想定に日の記述の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の	こ基で発生 確に対 を行 十画(	づく被 した 対 う 見 ī	害予東北できる	測を 地方 る「災 :併t	把押工工	する洋油 災ブ	ため 地震 いまち マセス	の教訓	アセス   を生 <i>t</i> を目指	メンI いし、 iし、F	·調査 地域 白井ī	を実 ごと( 市地 <sup>は</sup>	施 のさ 或防	rるとと まざま 災計画
4 市民参加を用いた理由	市民参加	市基市市市市そのを発金	D 本 D 表 D 表 D 表 D 表 D 表 D A D A D D A D D D D	構項理務活典に い他に をををにり市 理や関	、定を課直に民 曲むす	本るめ、飲さ加 条得条	画画条は重る行 第いの及の例権サナラ 69理制	び策の利な規と 第由定常 第二条	民又定別響施必項しく	こはてすると 現ます はない はない こうない こうない こうない はい	つりの深 文 文 条 の 条 条 の 条 係 の 条 係 の 条 の 条 の 条 の に る に ら ら に ら ら に ら ら に り る に り る に り る に り る に り る し ら と り る ら り と り と り と り と り と り と り と り と り と り	い施第 制定又別の基本の るもの <b>政活動</b>	は改 定又/ 計画	:廃 よ改原	尧		
5	〇審	議会	·の設·	置													
実施した市民参加		実施			₹成	19	年	4	月	1	日~	平成		年		月	E
の手法			予定		ӣ		年		月		日~			年		月	E
	_		面の理								_						
		<u> 白</u> 井	ŧ市防	巡会	ඃ議셯	⊱例に	- 其 -	ベキシ	ᄤ	とわた							
										1/6/3	白井市	ī防災:	会議	こおし	ハて智	客議	する。
			ックコ.	メント	(意		募)0		Ę.	-16/3			会議		ハて		
		実旅	洒済	メント 平	·(意. <sup>2</sup> 成	見公	募) <i>0</i> 年	り募り	€ 月	246/3	日~	平成	会議	年	ハて習	月	E
		実施実施		メント 平 : 平	·(意 · 花 花 花		募) <i>0</i> 年		Ę.	21073		平成	会議(		ハて著		
	O 意	実施 実施 実施 見交	西済 西予定 西の理 換会	メント 平 : 平 !由/オ	·(意 ·成 ·成 ·概要 ·催	見公 25	募) <i>0</i> 年 年	12	月 月	24073	日~	平成 平成		年		月 月	E
	O 意	実施 実施 見交 見交 実施	西済 西予定 西の理 換会 西済	メント 平 ! 平 ! 由/t の開	·(意, 花成	見公	募) <i>0</i> 年 年	り募り	月月月	2407	日~ 日~	平成平成平成平成平成	会議(	年年年	ハて署 2	月 月 月	E
	O 意	実施実施見完施	西済 西予定 西の理 換会 西済 西予定	メント 平 ! 平 ! 由/和 の開 平	(意成成 概要 催成成 成	見公 25	募) <i>0</i> 年 年	12	月 月	24073	日~	平成平成平成平成平成		年		月 月	E
	O 意	実施、見実施が、実施が、実施が、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	を済 を予定の理 ・ 換済 を予定の理	メント 平 は由/オ の開 平 は由/オ	( 成	見公 25 24	募) <i>0</i> 年 年 年	D募约 12 6	月月月月月月月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日		日~ 日~	平成 平成 平成 平成	25	年年年	2	月 月 月 月	E
	O 意	実施施施,是实施施施。	海市の地域がある。	メント 平 ! 平 ! 由/は の開 平 ! 中/は ! は/は	( 成	見公 25 24	募) <i>0</i> 年 年 年	D募约 12 6	月月月月月月月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日		日~ 日~ 日~	平成 平成 平成 平成	25	年年年	2	月 月 月 月	E
	〇 〇 〇 〇 そ	実施施施,是实施施施。	直済 車の 連済 連済 車の 乗済 車の 長 の方	メント 平 日 / 1 日 / 1 日 / 1 日 / 1 日 / 1 日 / 1 日 / 1 日 / 1 日 / 1 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日	( 成	見公 25 24	募) <i>0</i> 年 年 年	D募约 12 6	月月月月月月月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日		日~ 日~ 日~	平成平成平成平成平成	25	年年年	2	月 月 月 月	E
	〇 〇 〇 〇 そ	実施が見まました。実施が、実施が、実施が、実施が、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	を を を を を を を を を を を を を を	メント 平 ! 平 の開 平 ! 由/は を は は は は は は は は は は は は は	意成成要 催成成要地 成成要地	見公 25 24 区社会 24	募) <i>6</i> 年 年 年 年	D募9 12 6 協議会	月月月月	意見を	日 ~ 日 ~ 日 ~	平成平成平成では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	25	年 年 年 年	<b>2</b>	月月月月月	E E E
	〇 〇 〇 〇 そ	実実の見実実しの実実具の実践は	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	メント平平/は由/オの開平平/は民法・平平法	(	見公 25 24 24 施の	募) <i>6</i> 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日	12 6 協議会	月月月月月月月月月月月月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	意見を	日 ~ 日 ~ 日 ~ 日 ~	平成 平成 平成 平成 平成 平成 平成 平成 平成	25 方災ハ 25	年年年年年年	2 マップ 1	月月月月春作月月月	E E E 成した。

# 8. 美しい景観形成推進事業

	T
事業名	新規事業の継続事業
	美しい景観形成推進事業
2 事業期間	開始 平成 22 年 4 月 1 日 終了 平成 28 年 3 月 31 日 予定の場合は予定の日付を記入
事業の概要・目的	白井市にふさわしい良好な都市景観、田園景観形成を図るため、「景観基本計画策定」「景観法に基づく景観条例及び景観計画策定の検討」等推進策の検討を行う。
4 市民参加を用いた理由	市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動) □ 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の基本的事項を定める計画の策定又は変更 □ 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃 □ 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃 □ 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃 □ 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更 □ その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの  市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動) □ 緊急その他やむを得ない理由 □ 金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃 □ 政策的な判断を要しない条項について条例の改正
5 実施した市民参加 の手法	<ul> <li>○ 審議会の設置</li> <li>○ 実施済 平成 22 年 10 月 28 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ※</li> <li>実施の理由/概要 景観基本計画等策定検討委員会を設置し、景観基本計画の検討を6回実施。</li> <li>パブリックコメントの募集 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ※</li> <li>実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ※</li> <li>実施予定 平成 25 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ※</li> <li>実施の理由/概要</li> <li>○ 実施済 平成 22 年 6 月 日 ~ 平成 22 年 7 月 日 ※</li> <li>実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ※</li> <li>実施の理由/概要 ま施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 22 年 7 月 日 ※</li> <li>実施の理由/概要 ま続の理由/概要 景観についてのアンケートを小学校(4年生以上)、中学生及びその保護者を対象に実施。対象者約7,000人</li> <li>○ その他の方法</li> </ul>
	○ 実施済 平成 24 年 2 月 2 日 ~ 平成 24 年 2 月 12 日 実施予定 平成 年 月 日 日 ~ 平成 年 月 日 日 日 年 月 日 日 日 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日

# 〇まちづくり推進事業 (冨士地区)

事業名	◯新規事業   継続事業
	まちづくり推進事業
事業期間	開始 平成 24 年 4 月 1 日 終了 平成 25 年 3 月 31 日 予定の場合は予定の日付を記入
3 事業の概要・目的	富士地区において、良好な住環境を維持するため、まちづくり条例に基づき、地区住民が 策定の主体となる地区まちづくり計画を策定する。
4 市民参加を用いた理由	市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動)  ○ 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の基本的事項を定める計画の策定又は変更 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更 その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの  市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動) 緊急その他やむを得ない理由 金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃 政策的な判断を要しない条項について条例の改正
5 実施した市民参加 の手法	<ul> <li>○ 意見交換会の開催</li> <li>○ 実施済 平成 24 年 5 月 日 平成 年 月 日</li></ul>

# ○地域のまちづくり計画策定・推進事業

2	
事業名	○ 新規事業 <b>※</b> 機続事業
	地域のまちづくり計画策定・推進事業
2 事業期間	開始 平成 24 年 11 月 1 日
1 × Wilei	終了 平成   年   月   日   予定の場合は予定の日付を記入
3	   地域の特性を生かし、地域主体によるまちづくりを進めるため、地域活性化推進事業に
事業の概要・目的	地域の特性を生かし、地域主体によるよううくりを進めるため、地域活性化推進事業におけるコミュニティと連携を図りながら、地区住民と協働して地域のまちづくり計画の策定を進める。
	平成24年度は事業開始年度として、市民参加・協働のまちづくり推進プラン事業と連携
	し、市民自治の機運を高めるきっかけづくりのため、地域のコミュニティの構築、これから の地域のつながりかたについて、講演会及びパネルディスカッションを開催した。
	   実際の地域でのまちづくり計画策定については、策定の前段である小学校区内での横
	断的組織づくりができていないため、まずは、その組織づくりを経る必要があり、現在のと
	ころは計画策定段階には至っていない。
4  市民参加を用いた	市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動)
理由	○ 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の 其本的東頂な字やス計画の第字及は亦更
	基本的事項を定める計画の策定又は変更 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃
	市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
	市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
	市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更
	- その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの
	  市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動)
	金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃
	政策的な判断を要しない条項について条例の改正
5	〇その他の方法
実施した市民参加	〇 実施済 平成 25 年 2 月 17 日 ~ 平成 25 年 2 月 17 日
の手法	<mark></mark> 実施予定 平成 <mark>年</mark>
	具体的な方法・実施の理由
	講演会、パネルディスカッション・市民自治の機運を高めるきっかけづくりのため。
1	

### 市民参加の総合的評価チェック項目

この総合的評価は、市民参加条例のもとに適切な参加の方法を選択し、市民意見の取扱いや公表方法が適切に行われたかなどを評価するもので、次の視点から検討し、点数を付けて評価をしてください。

#### (市民参加の方法)

第7条 実施機関は、前条の行政活動(同条第2項の規定により、市民参加を行わない場合を除く。) を行うときは、それぞれの事案ごとに、次節から第8節までに定める市民参加の方法のうちから適切な方法により行う。

#### (市民参加の方法) 第7条

- ○行政活動における市民参加の基本的な次の7つの方法を選択しているか。
- ・審議会等の設置 ・パブリック・コメントの募集 ・アンケート調査の実施
- ・意見交換会の開催 ・ワークショップの開催 ・住民投票の実施・その他の方法
- ○市民参加の方法を設定する場合は、年齢、性別、障害の有無及び職業等の状況により、参加する機会を失することのないように、適切な方法により、市民意見の反映に努めているか。
- ○行政活動が終了するまで、どの時点でどの市民参加の方法を設定するのか。(年間スケジュール)

#### (意見の取扱い)

- 第8条 実施機関は、前条の規定により市民参加を行ったときは、提出された意見について、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、白井市情報公開条例(平成11年条例第2号)に定める非公開情報(以下「非公開情報」という。)に該当する事項については、この限りでない。
  - (1)提出された意見の内容
  - (2) 提出された意見に対する検討結果及びその理由

#### (意見の取扱い) 第8条

- ○提出された意見について、非公開情報を除き、確実に公表しているか。
- ○提出された意見の内容を原文のまま公表するのではなく、必要に応じて項目ごとに取りまとめる等 意見の全体像がわかるように配慮しているか。
- ○提出された意見に対し、逐条的に検討結果及びその理由を作成し、公表するのではなく、必要に応じて項目ごとに取りまとめる等、市民にわかりやすい公表用資料の作成に配慮しているか。

#### (意見の公表方法)

- 第9条 実施機関は、前条各号に掲げる事項を公表するときは、次に掲げる方法によるものとする。
  - (1) 市の情報公開コーナーへの配置
  - (2) 市の広報紙への掲載
  - (3) 市のホームページへの掲載
  - (4) その他効果的に周知できる方法

#### (意見の公表方法) 第9条

- ○市民の意見の内容及びその検討結果等については、次の方法により速やかに公表しているか。
- ・市の情報公開コーナーへの配置
- ・市の広報紙への掲載
- ・市のホームページへの掲載
- ・その他効果的に周知できる方法(担当窓口での供覧又は配布や各出先機関での供覧等)

#### (審議会等の設置)

第 10 条 実施機関は、条例、要綱等に基づく審議会、委員会等(以下「審議会等」という。)を設置することができる。

#### (審議会等の設置) 第10条

- ○「審議会等」は、第6条第1項に規定する審議会及び委員会等並びに既に法令等により設置されている審議会であるかどうか。
- ○「審議会等」の委員の構成・人数及び条例や要綱等の内容(設置日・任期含む)はどのようなものか。

#### (審議会等の委員)

- 第 11 条 審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市民 公募枠を設けるよう努めなければならない。
- 2 応募者の選考に当たっては、地域、性別、世代等に偏りが生じないよう基準を設け、これを公表しなければならない。

#### (審議会等の委員) 第11条

- ○審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を 設けているか。又、何名か。
- ○市民公募枠を設けていない場合の理由は何か。
- ○応募者の選考については、地域・性別・世代等に偏りが生じないよう、それぞれの審議会及び委員会等別に基準を設けているか。また、告示(市役所掲示板)等により公表しているか。
- ○委員の任期は。
- ○市民枠公募人員の増員はできないか。

#### (会議の公開等)

- 第 12 条 審議会等の会議は、原則として公開しなければならない。ただし、円滑な運営が著しく損なわれると認められるものその他の非公開情報に該当する事項の審議を行う場合は、この限りでない。
- 2 実施機関は、前項のただし書の規定により会議の公開をしない場合は、その理由を公表しなければならない。
- 3 実施機関は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議の開催日時及び議題その他必要な事項を 事前に公表しなければならない。
- 4 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布 しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。

#### (会議の公開等) 第12条

- ○審議会等の会議は、原則として公開しているか。
- ○会議の公開をしない場合は、その理由(次の理由等)を公表しているか。
- ・個人のプライバシーに関わる情報に該当する場合。
- ・利害が生ずる内容を審議する場合等
- ○会議の公開又は非公開にかかわらず、会議の開催日時及び議題その他必要な事項を事前に公表しているか。
- ○会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布しているか。ただし、非公開情報に該当する事項については、除く。
- ○傍聴者の人数は。

#### (会議録の作成及び公表)

第 13 条 実施機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、前条第4項の会議に係る資料と併せ、これを公表しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。

#### (会議録の作成及び公表) 第13条

- ○作成した審議概要(会議録)については、公表に先だち、各委員等に発言内容の確認を求める等、 記載内容の正確性を期しているか。
- ○会議を開催したときは、会議録を作成し、会議に係る資料と併せ、これを公表しているか。ただし、 非公開情報に該当する事項については、除く。

#### ※留意点

- ・公表は、情報公開コーナー等において行う。
- ・原則、会議録原本には、発言者の氏名を記載するものとするが、公表する会議録には、発言者の氏 名を掲載しない。

#### (パブリック・コメントの募集)

第 14 条 実施機関は、パブリック・コメント(実施機関が行政活動の趣旨及び内容を公表した上で、 これに対する市民からの意見をいう。以下同じ。)を求めることができる。

#### (パブリック・コメントの募集) 第14条

- ○計画、条例(案)等の趣旨、内容等を予め公表しているか。
- ○パブリック・コメントを募集した場合、一定の期間内に市民が簡易な方法により意見を提出したか。
- ○その提出された意見については、施策に反映させているか。いないか。

#### (公表事項)

- 第 15 条 実施機関は、パブリック・コメントを求めるときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。
  - (1)対象とする事案及びその趣旨
  - (2)対象とする事案の内容及び関連資料
  - (3) パブリック・コメントの提出先、提出方法及び提出期間
  - (4) パブリック・コメントを提出することができる者の範囲
- (5) その他必要な事項

#### (公表事項) 第15条

- ○パブリック・コメントを求める際には、事前に、次に掲げる事項を公表しているか。
- ・対象とする事案及び事案の趣旨・意見の提出先・提出方法及び提出期間
- ・意見を提出できる者の範囲 ・その他の必要な事項(検討結果の公表予定時期及び公表方法)
- ○市民が対象事案となる条例等の案の内容を正確に理解し、積極的に意見を提出できるよう、十分かっつ分かりやすい資料等が作成されているか。
- ○公表の手法は何か。(広報紙及び市ホームページ等)

(パブリック・コメントの提出方法等)

- 第 16 条 実施機関は、パブリック・コメントを募集するときは、郵便、ファクシミリ、電子メール その他の方法によるものとする。
- 2 実施機関は、パブリック・コメントの提出期間を2週間以上設けなければならない。
- 3 実施機関は、パブリック・コメントの提出を受けるときは、住所及び氏名の記載を求めることができる。

(パブリック・コメントの提出方法等)第16条

- ○パブリック・コメントを募集するときは、次のような記録性を確保できる方法で行っているか。
- ・郵便 ・ファクシミリ ・電子メール ・その他の方法(担当窓口への直接の提出や信書便等)
- ○パブリック・コメントの提出期間を2週間以上設けているか。
- ○パブリック・コメントの提出を受けるときは、住所及び氏名の記載を求めているか。いないか。 ただし、匿名での意見を排除するものではない。
- ○提出された意見を公表する際には、意見提出者のプライバシーには十分配慮しているか。

#### (アンケート調査の実施等)

- 第17条 実施機関は、アンケート調査(一定の質問形式で意見を問う調査をいう。以下同じ。)を行うことができる。
- 2 実施機関は、前項の規定によりアンケート調査を行うときは、事前にその目的を公表しなければ ならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定によりアンケート調査を行ったときは、その結果を公表しなければならない。

(アンケート調査の実施等) 第17条

- ○アンケート調査を実施する際には、事前に目的、対象者、配票・回収方法、問合せ先などを明確に しているか。
- ○公表方法はどのような手法か。(情報公開コーナー・広報紙・市ホームページなど)
- ○提出された意見を公表する際には、意見提出者のプライバシーには十分配慮しているか。

#### ※留意点

- ・一般的に、各種行政計画の策定段階において最もよく用いる方法
- ・公表目的は、次の段階で計画策定作業が予定されることが多いため、その参考資料とするため。

#### (意見交換会の開催)

第 18 条 実施機関は、意見交換会(市民と実施機関及び市民同士の自由な意見交換により、複数の市民の意見を収集することを目的とする集まりをいう。以下同じ。)を開催することができる。

(意見交換会の開催) 第 18 条

- ○意見交換会を行ったか。又は行う予定があるか。
- ○意見交換会終了後において、他の方法により意見を反映させる場を設けているか。

#### ※留意点

・市民対 行政という対立の構造ではなく、対等な立場での議論の場として、また、市民同士の自由 な意見交換の中からも多様な意見を導き出すことを目的として「意見交換会」を実施。

#### (開催日等の事前公表)

- 第19条 実施機関は、意見交換会を開催するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。
- (1) 意見交換会の開催日時及び開催場所
- (2)対象とする事案の内容
- (3) 意見を述べることができる者の範囲
- (4) その他必要な事項

#### (開催日等の事前公表) 第19条

- ○意見交換会を開催しようとする場合は、次に掲げる事項を公表しているか。
- ・開催日時 ・開催場所 ・対象とする事案の内容 意見を述べることができる者の範囲
- ・その他必要な事項(担当課名、参加可能人数(会場の都合により)、検討結果等公表予定時期など。
- ○開催にあたっては、平日の夜間、土・日曜日など、市民が参加しやすい日時の設定に努めているか。
- ○地域の偏在なく一人でも多くの市民が参加できるよう、事案によっては必要な開催回数を確保しているか。
- ○開催しようとする場合は、広報紙・市ホームページへの掲載により行うほか、状況に応じてポスターやチラシなどにより広く市民に呼びかけているか。

#### ※留意点

・開催情報を事前に公表し、多くの市民の幅広い参加を求める趣旨のものである。

#### (開催記録の作成及び公表)

第20条 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。

#### (開催記録の作成及び公表) 第20条

- ○意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、公表しているか。
- ○公表はどのような方法で行っているか。(情報公開コーナー等)

#### ※留意点

・開催記録は、意見交換会に参加できなかった市民に対してもできる限り内容を明らかにし、意見交換会の透明性及び公平性を図ることを目的としている。

従って、参加できなかった者に対して、市民と実施機関又は市民同士の意見内容の記録及び資料を公表するものとする。これにより、他の市民意見を収束し、自らの意見を発展させることに繋がると考える。

#### (ワークショップの開催)

第 21 条 実施機関は、ワークショップ(市民と実施機関及び市民同士の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まりをいう。以下同じ。)を開催することができる。

#### (ワークショップの開催) 第 21 条

- ○ワークショップを開催したときは、各人の発言について「良い」・「悪い」という判断をしていないか。
- ○発言は、自由奔放にされているか。
- ○発言の量を重視し、発言は多いか。
- ○他人の発言を組み合わせ、意見等の発散と収束を行い、その結果を全体で共有しているか。

#### (開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表)

第 22 条 ワークショップの開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表については、第 19 条及び第 20 条の規定を準用する。この場合において、第 19 条及び第 20 条中「意見交換会」とあるのは「ワークショップ」と読み替えるものとする。

(開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表) 第22条

- ○ワークショップを開催しようとする場合は、次に掲げる事項を公表しているか。
- ・開催日時 ・開催場所 ・対象とする事案の内容 意見を述べることができる者の範囲
- ・その他必要な事項(担当課名、参加可能人数(会場の都合により) 検討結果等の公表予定時期など。
- ○開催しようとする場合は、広報紙・市ホームページへの掲載により行うほか、状況に応じてポスターやチラシなどにより広く市民に呼びかけているか。

#### ※留意点

・開催情報を事前に公表し、多くの市民の幅広い参加を求める趣旨のものである。

#### (住民投票の実施)

- 第23条 市長は、市に関わる特に重要な事項に関して、住民の意思を直接問う必要があると認める場合は、住民投票を行うことができる。
- 2 住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日、投票資格者、投票の方法及び投票結果の公表その他住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(住民投票の実施) 第23条

- ○住民投票を行ったか。
- ○どのような事項か。
- ○住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日、投票資格者、投票の方法及び投票結果の公表その 他住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定めているか。

#### (その他の市民参加の方法の設定)

第24条 実施機関は、第2節から前節までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加 の方法がある場合は、これによることができる。

(その他の市民参加の方法の設定) 第24条

○その他の市民参加の方法で行った方法とは何か。

### 資料5

### 【現行】 【総合的評価 評価シート】

### 平成23年度市民参加の実施状況に対する総合的評価基準・配点 総合評価: <u>点/100点満点</u>

評価	コメント
〇・・・良 好 / 55点以上	
△・・・改善する /30点以上	
×・・・見 直 す / 29点以下	

評価項目	配点	評価基準	評価
実施した市民参加の方法	20	・採用した方法は事業の内容、性格に	〇20点
①審議会等の設置		対し十分かつ適切か。	
②パブリックコメント募集		・適切でない方法が採用されている場	
③アンケート調査実施		合は、その方法の点数を勘案して評	△15点
④意見交換会開催		価する。	
⑤ワークショップの開催		・市民参加の手法が1つの場合は10	× 5点以下
⑥その他の参加の方法		点、2つの場合は15点、3つ以上	
〇住民投票の実施	<u> </u>	の場合は20点とする。	
		※住民投票は別途評価する。	
審議会等の設置	1 5	・公募委員の募集、参加、公募委員の	〇10点以上
		選定基準・・・・・・・5点	△ 7点以上
		・会議回数と開催時間・・・・5点	× 6点以下
		・会議の傍聴、議事録公開・・5点	
		などは適切に行われたか。	
パブリックコメント募集	1 5	・公表事項、公表方法、提出期間など	〇10点以上
		は適切か。	△ 7点以上
		10.72.73.70	× 6点以下
アンケート調査実施	10	・調査設計と実施、目的・結果の公表	〇 7点以上
		などが適切に行われたか。	△ 5点以上
			× 4点以下
意見交換会開催	15	・公表事項、公表方法、開催日時など	〇10点以上
		は適切か。	△ 7点以上
			× 6点以下
0 - 55 11			
ワークショップの開催	1 0	・公表事項、公表方法、開催日時など	〇 7点以上
その他参加の方法		は適切か。	△ 5点以上
A D III.			× 4点以下
住民投票		住民投票は別途評価する。	0.4.0.1
市民への情報提供	1 5	・積極的に提供しているか。	〇10点以上
		・事前告知をしているか。	△ 7点以上
		・告知媒体は適切か。	× 6点以下

# 【当初】【総合的評価 評価シート】

### 平成18年度市民参加の実施状況に対する総合的評価基準・配点 総合評価: 点/100点満点

評価	コメント
<ul><li>○・・・良 好 / 60点以上</li><li>△・・・改善する / 30点以上</li><li>×・・・見 直 す / 29点以下</li></ul>	

評価項目	配点	評価基準	評価
実施した市民参加の方法	30	・採用した方法は事業の内容、性格に	O15 点以上
①審議会等の設置	(5)	対し十分かつ適切か。	△10 点以上
②パブリックコメント募集	(5)	・適切でない方法が採用されている場	×9 点以下
③アンケート調査実施	(5)	合は、その方法の点数を勘案して評	
④意見交換会開催	(5)	価する。	
⑤ワークショップの開催	(5)		
⑥その他の参加の方法	(5)	※住民投票は別途評価する。	
〇住民投票の実施			
審議会等の設置	20	公募委員の募集、参加 5点	O15 点以上
		公募委員の選定基準 3点	△10 点以上
		会議回数と開催時間 5 点	× 9 点以下
		会議の傍聴 4点	
		議事録公開 3点	
 パブリックコメント募集	10	・公表事項、公表方法、提出期間など	〇 7点以上
ハングラクコグンド券未	10	公教事項、公教力法、提出規制など   は適切か。	○ / 点以上 △ 5点以上
		16.週 到75.。	× 4点以下
			~ + M& I
アンケート調査実施	10	・調査設計と実施、目的・結果の公表	〇 7点以上
		などが適切に行われたか。	△ 5点以上
			× 4点以下
意見交換会開催	10	・公表事項、公表方法、開催日時など	〇 7点以上
		は適切か。	△ 5点以上
			× 4点以下
ワークショップの開催	10	・公表事項、公表方法、開催日時など	〇 7点以上
その他参加の方法		は適切か。	△ 5点以上
			× 4点以下
住民投票	_	住民投票は別途評価する。	
市民への情報提供	10	・積極的に提供しているか。	〇10点以上
		<ul><li>事前告知をしているか。</li></ul>	△ 7点以上
		・告知媒体は適切か。	× 6点以下